平成２７年（フ）第２３１３号
大阪市住吉区南住吉２丁目16番６号
債務者　濵田祐里江
1　決定年月日時　平成27年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月４日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２３９２号
大阪市生野区田島６丁目３番28号　シャトークレール505号
債務者　和田　一博
1　決定年月日時　平成27年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月８日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第６９号
北海道釧路郡釧路町若葉４丁目１番地、申立時の住所釧路市愛国東４丁目22番11号
債務者　飛田　智広
1　決定年月日時　平成27年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月26日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２７年（フ）第７０号
北海道釧路郡釧路町若葉４丁目１番地、申立時の住所釧路市愛国東４丁目22番11号
債務者　飛田　愛弓
1　決定年月日時　平成27年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月26日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２７年（フ）第７８号
釧路市春採２丁目12番11号
債務者　相内　　満
1　決定年月日時　平成27年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月26日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２７年（フ）第２３７号
栃木県大田原市美原３丁目3352番地３　グランデ・プロスペラーレＡ棟103、前住所栃木県大田原市加治屋94番地1107
債務者　印南　正樹
1　決定年月日時　平成27年６月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月21日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第２３８号
栃木県大田原市美原３丁目3352番地３　グランデ・プロスペラーレＡ棟103、前住所栃木県大田原市加治屋94番地1107
債務者　印南　美幸
1　決定年月日時　平成27年６月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月21日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第２６４号
静岡市清水区今泉172番地の２　プリマベーラＢ－２号、旧住所静岡市清水区草薙332番地の90
債務者　荒木　博之
1　決定年月日時　平成27年６月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月25日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２８３号
静岡県藤枝市藤岡３丁目３番２号　市営藤岡７号団地１号
債務者　石原　大輔
1　決定年月日時　平成27年６月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月25日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１５８号
岡山市中区穭東町１丁目13番26号
債務者　遠藤　公伸（旧姓西尾）
1　決定年月日時　平成27年６月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月２日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１５９号
岡山市中区穭東町１丁目13番26号
債務者　遠藤　敦子
1　決定年月日時　平成27年６月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月２日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１６０号
岡山市中区穭東町１丁目13番26号
債務者　遠藤万名美（旧姓西尾）
1　決定年月日時　平成27年６月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月２日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１６５号
岡山市北区大供２丁目８番５号プレアール大供Ⅱ－205、旧住所岡山市北区弓之町15番41号グローバルハウス99　401号室
債務者　岡　　洋子
1　決定年月日時　平成27年６月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月８日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１８６号
岡山市南区平福２丁目７番17号
債務者　古田　　泰
1　決定年月日時　平成27年６月25日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月８日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部